

岩倉市保健推進員推進活動費交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の保健事業の活動強化と充実を図るため、その活動経費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の条件)

第2条 交付金は岩倉市保健推進員設置要綱（昭和63年4月1日施行）第7条に規定する代表推進員に対し地域の保健推進活動に関する経費について交付するものとする。

(交付の額)

第3条 交付金は1世帯当たり100円とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金の総額が30,000円を下回る地区の交付金は30,000円とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする代表推進員は、前年の10月1日の住民基本台帳の世帯数を基礎とし、保健推進活動費交付金交付申請書（様式第1）を市長の定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付決定をし、代表推進員に保健推進活動費交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 交付金の交付の決定を受けた代表推進員は、保健推進活動事業の遂行のため、交付金を必要とするときは、交付決定額の範囲内において交付金の前金払を請求することができる。

(責務)

第6条 交付金の交付を受けた代表推進員は、交付金交付の目的に従い適性かつ効率的にこれを運用しなければならない。

(書類等の整備)

第7条 交付金の交付を受けた代表推進員は、交付金の受入れ及びその使途を明らかにし帳簿、書類等を備えておかななければならない。

(実績報告)

第8条 交付金の交付を受けた代表推進員は、交付事業を完了したときは、当該年度の3月31日までに保健推進活動費交付金実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。